

木曾広域連合第5次広域計画策定委員名簿

委員長	原 久仁男	木曾広域連合長
副委員長	伊 藤 民 男	長野県商工会連合会木曾支部長
委員	増 田 隆 志	長野県木曾地域振興局長
	松 尾 典 子	福祉・保健医療懇談会副会長
	永 井 享 子	循環型地域づくり推進懇談会委員長
	田 屋 万 芳	木曾農業協同組合代表理事専務理事
	麥 島 照 幸	木曾林業振興事業協同組合理事長
	徳 三 寶	木曾観光連盟副会長
	熊 谷 洋	木曾地域広域観光プロジェクト会議
	松 井 淳 一	木曾地域特産加工開発連絡会長
	小 原 貞 幸	木曾郡町村教育委員会連絡協議会長
	宮 下 孝	木曾文化協会会長
	砂 山 右 近	木曾交流創造塾会長
	沢 頭 修 自	木曾風景街道推進協議会顧問
	古 本 里 美	木曾郡保育連絡協議会長
	大 沢 謙 一	木曾法人会長
	古 畑 浩	住民代表
	小 谷 洋 子	住民代表
森 茂 雄	住民代表	
村 田 洋 二	住民代表	

木曾広域連合広域計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 木曾広域連合規約第5条の規定による広域計画を策定するため、木曾広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、広域計画の策定に関する調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、木曾広域連合長（以下「広域連合長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 長野県の現地機関の代表
- (3) 木曾郡内各種団体等の代表
- (4) 公募による組織町村の住民代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 委員会に、幹事会をおく。

- 2 幹事は、組織町村の職員等のうちから広域連合長が委嘱する。
- 3 幹事会は、委員会を補佐し、広域計画策定に関する調査・研究を行う。

(専門部会)

第8条 幹事会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この要綱は平成15年9月4日から施行する。

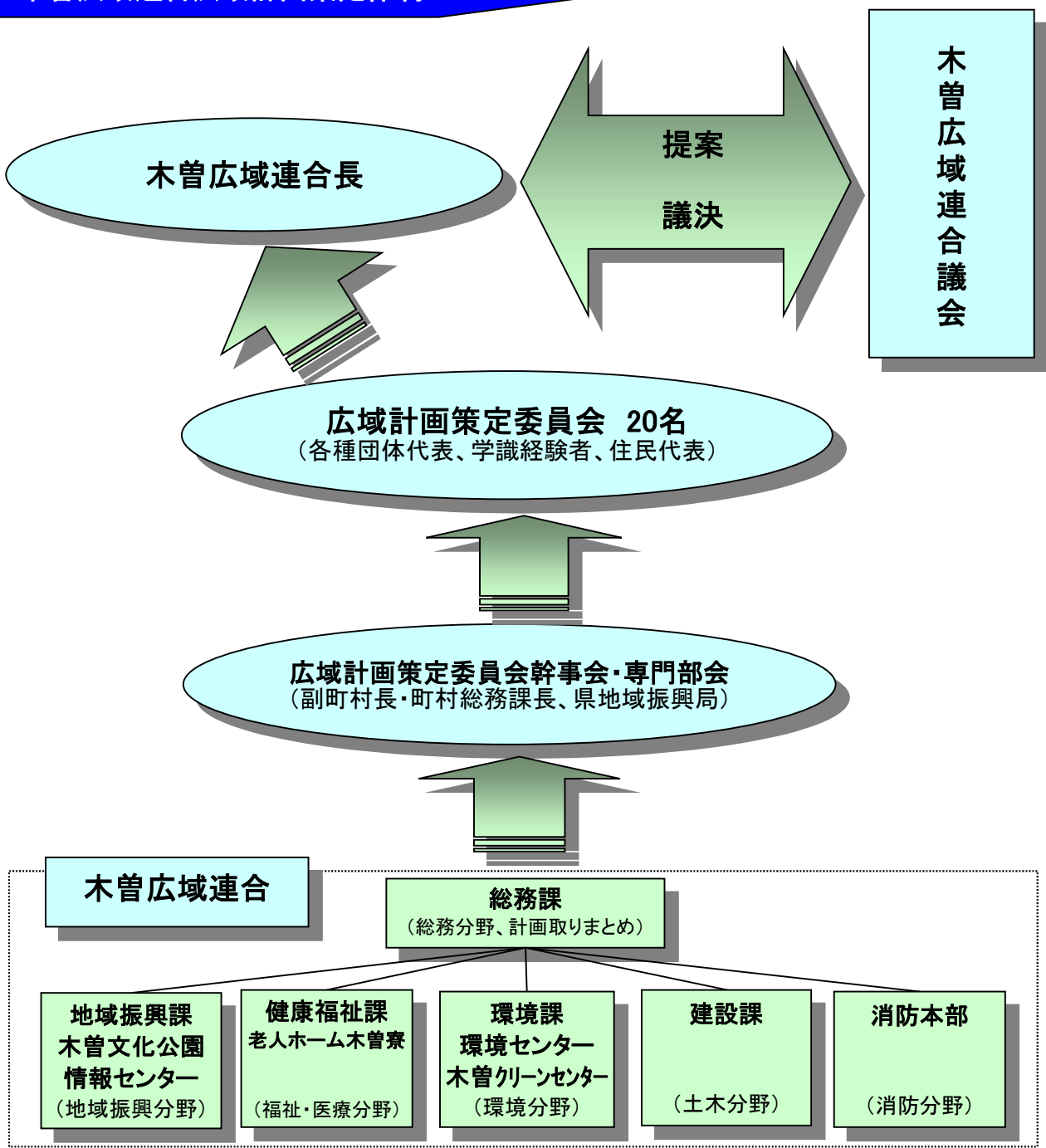
附 則（平成19年5月10日要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月1日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

木曾広域連合広域計画策定体制



各項目の分類

- ① 総務分野 : 5情報公開・個人情報保護審査会、6行政不服審査会、28広域計画
- ② 地域振興分野 : 1広域行政推進、2ウ広域重要課題、3景観基本構想、4公共サイン、17広域観光、18幹線道路網整備、
19広域的移住定住促進、21奨学資金貸付、22木曾文化公園、23埋蔵文化財、24地域高度情報化施設、25上下流交流・森林整備協定、26スポーツ振興基金
- ③ 福祉・医療分野 : 2イ福祉・保健医療推進調査研究、7措置入所判定委員会、8木曾寮、9介護保険、10障害市町村審査会、11一次救急医療
- ④ 環境分野 : 2ア環境づくり推進調査研究、12葬斎センター、13ごみ処理施設、14循環型地域づくり、15し尿処理施設、16公共下水道汚泥集約処理施設、
- ⑤ 土木分野 : 27公共土木事業